

富山県新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金 Q & A （令和5年10月4日更新）

項目	質問	回答
申請書類	様式以外に添付が必要な書類はあるか。	<p>経費や手当等の支払いを行ったことが確認できる資料が必要です。 (例) 衛生用品等の購入→経費一覧、請求書、領収書等 時間外手当の支給→手当一覧、出勤簿または時間外命令簿、支給明細等</p> <p>また、感染の概要（最初の感染者の陽性判明日、感染人数、終息日等）がわかる資料を提出してください。（様式任意）</p> <p>なお、施設内療養に要する費用を申請する場合は、各療養者の発症日（無症状患者の場合は検体採取日）と施設内療養の終了日がわかる表を提出してください。</p> <p><u>※陽性となった入所者及び職員については、個人情報を明示しないようお願いいたします。</u> (例) 氏名を「A氏」「B氏」と記載するなど。</p>
対象経費	濃厚接触者への休業手当は対象となるか。	休業手当は補助対象となりません。
対象経費	感染者が発生したエリアで勤務する職員への危険手当は対象となるか。	<p>危険手当は給与規定等で定められている場合は補助対象となりますが、合理的な方法で計算した金額（〇〇円×日数（時間）等）である必要があります。</p> <p>なお、危険手当は、危険手当の対象となる勤務が発生した月の給与として支払うことが基本となります。年度末にまとめて年間分を支給する場合などは、補助対象となりません。</p> <p><u>※令和5年10月1日以降の労務に対して支給された危険手当については、職員一人につき対象となる金額に以下のとおり上限があります。</u> 日額による支給：1日あたり4千円、1月あたり2万円を上限 月額又は時給による支給：1月あたり2万円を上限</p>
	職員への慰労金や見舞金は対象となるか。	慰労金や見舞金は補助対象となりません。

対象経費	衛生用品とは具体的に何にか。	<p>マスク、ゴム手袋、フェイスガード、ゴーグル等の、感染予防のための使い捨ての防護具や消毒液、使い捨て食器を指します。</p> <p>介護用品（おしりふき、口腔ケア用品、ポータブルトイレ等）や食器用・洗濯用洗剤、トイレトーパー、ティッシュペーパー、おしぼり、飲食物等は本補助事業の衛生用品に含みません。</p> <p>また、<u>抗原検査キットも衛生用品に含みません。</u></p>
	「在庫の不足が見込まれる衛生用品」とはどのようなものか。	<p>感染者等の発生への対応に使用が想定される量に対し、事業所等で保有する在庫では不足が見込まれる場合に対象となります。</p> <p>そのため、保有する量で対応可能な場合や、普段から購入している介護用品、日用品等は対象となりません。</p> <p>また、感染終息後の在庫として購入する場合も対象となりません。</p>
	空気清浄機は対象となるか。	<p>実施要綱に記載された経費のみが補助対象経費となるため、補助対象となりません。</p> <p>また、繰り返し使用可能なもの（体温計、パルスオキシメーター、タオルウォーマー、消毒スタンド、清掃用ワイパー、ブラシ、バケツなど）も補助対象となりません。</p>
	パーテーションは対象となるか。	
	ペダル式のゴミ箱は対象となるか。	
	在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用は、いつからいつまでの購入が対象となるか。	感染者等が発生した日から、隔離期間や健康観察期間が終了するまでの期間に購入したものが補助対象となります。
	人員不足に伴う介護人材の確保に係る費用は、いつからいつまでにかかった費用が対象となるか。	感染者等が発生した日から、隔離期間や健康観察期間が終了するまでの期間の時間外勤務手当や職業紹介料等が補助対象となります。
感染が終息した後に委託により施設内の消毒を行ったが、対象となるか。	感染終息後、速やかに消毒を実施した場合のみ対象となります。	
自費検査	感染者が発生した施設において、施設の判断で行った職員等へのPCR検査は補助対象となるか。	<u>感染者発生後のPCR検査は原則として補助対象となりません。</u>

施設内療養	<p>令和5年5月8日以降の施設内療養に要する費用について、以下の場合は補助対象となるか。</p> <p>①「高齢者施設等の施設内療養に関する調査」への回答を行っていなかったが、今から回答を行えば補助対象となるか。</p> <p>②同調査の回答時点ですべての要件を満たせていなかったが、その後すべての要件を満たした場合は補助対象となるか。</p> <p>③同調査の回答時点ですべての要件を満たしていたが、現在は満たしていない要件がある場合は補助対象となるか。</p>	<p>いずれの場合も補助対象となりません。</p> <p>「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等を踏まえ、調査回答時点ですべての要件を満たし、かつ、申請時点でもすべての要件を満たしている場合のみ対象となります。</p>
-------	---	---